

平成29年度 第2回中野市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成29年12月27日水曜日 午後1時30分から2時25分まで

2 場 所 市民会館 42号会議室

3 出席者

・委員（敬称略）

徳竹 富貴子、高木 幹男、池田 喜芳、小林みどり、飯田あかね、畔上 雅光、
夏目 千明、矢野 哲男、浅沼 泉、岩下 定秀、武田 利彦、風間 務、
丸山 正光、小林 宏昭

（計14名）

・欠席委員（敬称略）

丸谷 和洋、石川 喜久子

（計2名）

・市

斉藤健康福祉部長、町田福祉課長、小林国保医療係長、涌田副主幹

（計4名）

4 議事内容

① 開 会 午後1時30分

課長：本日は大変ご多用の中、ご出席をいただきありがとうございます。私は福祉課長の町田と申します。よろしくお願いします。

開会に先立ち、本日の出席人数をご報告申し上げます。

委員総数16名中14名のご出席をいただいております。

中野市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、委員の半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。

なお、中高医師会の丸谷和洋様、中野市農業協同組合女性部の石川喜久子様は所用のため、本日欠席されておりますので報告申し上げます。

それでは、ただいまより平成29年度第2回中野市国民健康保険運営協議会を開催します。

それでは、お手元の資料の次第に従って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。はじめに、健康福祉部長からあいさつを申し上げます。

② あいさつ

健康福祉部長：健康福祉部長の斉藤と申します。

本日は、暮れの押しせまった大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃から国民健康保険事業の運営に対しましてご理解とご協力を賜りまして深く感謝を申し上げます。

さて、前回10月に開催しました第1回目の運営協議会につきましては国民健康保険事業特別会計の運営状況や国民健康保険の都道府県化につきましてご説明をさせていただきました。平成29年度の決算見込み、それから平成30年度の国民健康保険特別会計の考え方について、また、先日新聞にも掲載されました平成30年度国民健康保険料の試算結果につきまして、ご説明をさせていただきますが、今回の試算結果については県から示された内容は、あくまで仮係数での試算ですので年末にかけて国から確定係数が県へ示され、年明けには県から市へ確定係数により結果が示される予定になっております。1月には再度本協議会の開催を予定しておりますので、大変お忙しい折とは存じますけれどもご出席をいただきご意見を頂戴したいと思っております。

ますのでよろしくお願いいたします。本日はよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

課 長： つづきまして、中野市国民健康保険運営協議会会長 高木様よりご挨拶をお願いします。

会 長： 高木でございます。

委員の皆さまにおかれましては、年末の大変お忙しいところ、ご都合をつけてご出席をいただきありがとうございます。

今日は、平成 29 年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、平成 30 年度国民健康保険特別会計の考え方、国民健康保険納付金の試算状況についての審議をお願いしたいとこのことですので、委員の皆様から忌憚のないご意見やご質問をいただきたいと思っております。

この協議会の意見が、平成 30 年度からの中野市国民健康保険の運営方針になりますのでよろしくお願いいたします。

課 長： ここで皆様にお詫びを申し上げます。通知の中では本日の会議資料を事前にお送りすると書かせていただいておりますが、本日になってしまいました。大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、3の会議事項にうつります。

規定により、協議会の議長は会長がおこなうこととなっておりますので、ここからの進行は高木会長にお願いしたいと存じます。

③ 協議事項

議 長： それでは、規定により、会議の議長は会長が務めるということですので、4の会議事項から私の方で進めていきます。よろしくお願いいたします。それでは、(1)平成 29 年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて、事務局から説明をお願いします。

(1) 平成 29 年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

課 長： それでは、1 ページ目が名簿でございます。2 ページ目をご覧ください。グラフの下の方になりますが一番右側の青い部分が平成 29 年

度の決算見込み額になっております。この額については11月までの実績を反映しており、歳入、歳出それぞれ57億8千904万8850円を見込んでおります。歳入について1款国民健康保険税ですが、11億513万811円を見込んでいます。予算に対して6千500万円の減、平成28年度の決算に対して2千500万円の減となっております。収納率について現年度分で94.4%で前年度と同率の数字で見込んでおります。国民健康保険税が減額する要因ですが、上の被保険者数の推移でみると年々世帯数が減っている状況でそれに合わせて被保険者数も減っているということから、予算の時には現年の平成28年度状況で見込んでいたものが、より減少したことが一番の要因と考えております。3款について国庫補助金について12億2916万8417円を見込んでおり、中野市の療養給付費に対する国の支出金になります。4款療養給付費交付金については、上段の被保険者の推移表の退職者の欄ありますが退職者については31年度で退職者医療制度が廃止することから、年々減少し退職者が少なくなっていることから、予算についても前年度の額を参考にし、多く見込んで計上したことから決算見込みは6607万6930円と差が生じております。5款前期高齢者交付金については、65歳から74歳までの加入者に応じて前期高齢者医療費を負担するよう財政調整行うもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されます。額は12億3360万3651円を見込んでおります。6款共同事業交付金については13億684万9784円を見込んでおります。歳入については総額57億8904万8850円です。

歳出については、2款の保険給付費が主なものになり、11月までの実績を基に、昨年度より若干医療費が少なく推移していることから33億5440万349円を見込んでいます。保険給付費については、昨年度と同様の推移をしているところですが、今後インフルエンザ等の流行があれば、大きく変動する要素がございます。歳出合計ですが、歳入と同額で見込んでおります。平成29年度決算見込みの説明につきましては以上でございます。

会 長： ただいま平成29年度の決算見込みについて事務局から説明がありましたが、ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いします。

(質問なし)

会 長： よろしいでしょうか。

ないようでございますので次に進みます。

次に、(2)平成30年度国民健康保険特別会計の考え方について事務局から説明をお願いします。

課 長： それでは3ページ目をご覧ください。30年度の都道府県化に伴って市町村独自で行っている事業を主に記載しております。この部分について中野市の考え方を説明します。一覧表で19市ございますが独自と言われる部分になりますが、結核精神給付、出産一時金、葬祭費、特定健診、人間ドック・がんドック助成とうことで、それぞれ市町村で給付を行っております。結核精神給付については○×で表記していますが、実施している市は県下で7市、出産一時金については法律で定められており42万円で全市同じであります。葬祭費については、5万円というところと3万円というところがあり中野市は5万円の給付をしております。それから特定健診を受けていただいておりますが、無料というところと、500円から2,800円という自己負担が必要な市がございます。中野市については無料で実施しております。人間ドックの助成もしていますが、県下では日帰りの場合8,488円から25,000円まで実施している市があります。中野市は19,900円で助成しています。1泊2日は8,488円から33,400円までで実施している市があり、中野市は一番高い33,400円の助成を実施しています。年齢については20歳から、35歳から、40歳からで実施している市がありますが、35歳からが一番多いです。がんドックについては、長野市にPETセンターがありますが、受診する際に1泊2日と同じ33,400円助成しておりますが、こちらは中野市のみ助成を実施しているところでございます。

結核精神のところについて、中野市の考え方は「廃止」と書かせていただきましたが、次の4ページをご覧ください。結核精神給付とはということになりますが、中野市国民健康保険条例に第8条に結核精神給付金がございます。こちらの定めに規定する医療を受けたときは、自己負担がないという条文になっております。結核精神の中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項というのものが、「都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定

医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の百分の九十五に相当する額を負担することができる。」とあり、県は自己負担額の95%、市は5%を負担しております。また障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（第1条第3号）によりまして、対象者として「なんらかの精神疾患により通院による治療を続ける必要のある程度の状態の方」で主には統合失調症、うつ病の方等が対象になるというものです。県下の状況については、先ほどの一覧表でご覧いただきましたが、結核精神給付金実施市は中野市も含めて7市、結核のみ実施は2市、制度のない市は10市です。ただ、結核のみ実施の2市に確認したところ実績はないとのことであり、実質的には県下で結核精神実施は7市、実施していないは2市という状況です。次に5ページ目をご覧ください。こちらは結核精神を受けている方の状況で、結核予防法の治療を受けている方は7人、精神の方については、身体障がい者手帳を持っている方で1級は112名、2級は121名、3級は5名、自立支援法受給者証のみの方は451名です。身体障がい者手帳を持っている方は自立支援受給者証も持っているということになります。今の表に下に保険証と自立支援医療受給者証のイメージ図がありますが、こちらを指定の医療機関に通院し提示した場合は自己負担がないということになります。自立支援医療受給者証については、長野県に申請をして長野県から発行されるものです。その下の表に結核精神のイメージとありますが、中野市国保の方は医療費全体で10,000円かかった場合に、本人には本来自己負担額3割ということで3,000円かかるところを、自立支援医療受給者証を持っていると2,000円は県の方で負担していただき、残りの千円は国保の保険証で自己負担なしということで国保が負担しております。ただし、その下に記載の国保以外の保険証の方は最終的には、国保の方ではありませんので自己負担が1,000円かかるという状況であると思います。そして中野市国民健康保険における結核精神給付に伴う事業費の推移ですが、平成25年が1705万1702円、平成28年度が1827万1890円となっております。中野市における矛盾点ですが、精神給付の適用対象者の内、国民健康保険加入者が689人、国民健康保険以外の方が500人で、その下に記載のとおり、結核精神の給付は、国保以外の被保険者については対象とならないため、国保の被保険者との間に矛盾があることから、中野市の結核精神給付については今回の都道府県化の機会に廃止としたいということでございます。3ページ目に戻っていただきまして、一番下の中野市の考え方

にあります。平成 30 年度における本市の保険事業の考え方については、特定健診や人間ドックの助成など疾病の早期発見、早期治療に結びつけると共に医療費の抑制に繋がる施策につきましては、今後も継続したいと考えます。ただし結核精神給付につきましては、他市の状況等を確認したところ県内 19 市の中で 10 市で給付が行われていないこと、及び本市の国保以外の方は対象とならないことから、平成 30 年 9 月 30 日の国保の保険証が県統一時に廃止としたいと考えています。なお、事業費が約 1800 万円位で世帯数が 6,609 世帯でしたので、1 件当たりで割り返すと約 2,723 円がそのまま続けると各世帯で負担をしていかななくてはなりませんので、ここで県に統一されますので、この機会に他市の状況等も踏まえ廃止という方向で行いたいと思っております。説明は以上です。

会 長： ただいま平成 30 年度国民健康保険特別会計の考え方について事務局から説明がありました。条例第 8 条になります結核精神給付につきましては廃止したいとのことですが、これについてご質問等ありましたらお願いします。

何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問なし)

会 長： それでは、意見がないようですので廃止の方向でお願いします。

次に進みます。

次に(3)国民健康保険納付金の試算状況につきまして事務局から説明をお願いします。

課 長： それでは 6 ページ目をご覧ください。国民健康保険納付金の都道府県化に伴う納付金の仮計算の結果が第 3 回目は前回の 10 月の運営協議会で説明させていただきましたが、その時は資料がたくさんありましたが、それを簡単に説明いたしますと上の表のようになりますが、保険給付費医療費の部分になります。そこから県の計算部分になります。前期高齢者交付金、公費を引いて納付金、県全体の納付金を算出し、それぞれ 77 市町村の納付金を県で算出しまして、中野市の納付金といたしまして d ベースのところにてできます。d に関しまして第 3 回目暫定版の下の表の右側、激変緩和後の平成 29 年の下に一人当たり納付金額 d と⑭とありますけれど、その金額が 1 人あたりの納付金となります。前回はその表の上にあります。

120,869 円で今回 12 月 8 日に県で 77 市町村の説明会で説明のあった暫定では 1 人当たりの納付金が 124,678 円となっております。その下の表に第 3 回試算と仮係数との比較がございます。まず、前提条件が、第 3 回目の試算については平成 29 年度の中野市の予算ベースで試算しており、仮係数については平成 30 年度予算で計算されております。上の部分の公費ですが、前回説明させていただきました国ベースで 1200 億円で今回は 1500 億円と変わっております。あと変わったところは真ん中の表にあります保険者努力が 200 億から 500 億にかわっています。あと、前期高齢者交付金のところで国が 560 億円削減、長野県では 34 億円削減となっております。県で試算した医療費の推計が第 3 回の時は平成 28 年度を全期反映されていましたが仮係数に関しては平成 24 年度から平成 26 年度の 2 年分の伸び率を乗じて推計され医療費が長野県では逆に 22 億円増えたと説明がありました。今までのを踏まえまして中野市の試算 4000 円増となっている状況です。激変緩和の予行というか激変緩和の丈比べがありまして表の真ん中あたりにあるのですが、平成 27 年と平成 29 年を比べた伸び率があり中野市の場合は第 3 回目試算のとき 98.27% 暫定計数についても 98.56%、全国では 100%となると中野市は全国の平均よりは低いこととなります。激変緩和の予行ということで 100.65%を超えた市町村が激変緩和の対象になり減額となる制度です。仮係数についても 101.27%を超えた市町村が対象となりますが中野市は 98.56%ですので、対象から外れます。次に保険料 é ベースの比較ですが中野市独自の収入、中野市独自の支出、先ほど前のところで説明した人間ドック等が対象となるのですが、そこをプラスマイナスをして中野市の保険料差額の é ベースで出てきた数字が 3 回目の試算でいいますと①平成 29 年度調定ベース今年の税金ベースで収納率を考えないで調定したものが 106,631 円で②第 3 回試算につきましては、平成 29 年度予算で法定外繰入で 11700 万円の部分を対象となり 117593 円です。③仮係数は平成 30 年度予算が平成 29 年度予算ベースで法定外繰入はのぞいて 127,233 円、第 3 回試算と仮係数の差額が 9,640 円増となります。お手元の 12 月 23 日（土）新聞記事ですが 2018 年国民健康保険料の試算結果で中野市は県内で 21.7%と伸び率が 4 番目に高い市となっております。次に 7 ページをご覧ください。これから年末にかけて平成 30 年度の確定係数が示されるわけですが今回の仮係数と金額が多少異なるわけですが①の公費拡充の一部未算入 50 億円 47 都道府県で 1 億円ぐらいになる

とは思いますが②診療報酬の改定が示されることにより、医療費の推計額が変わる。③公費の指数が変わる。④公費の額が変わる。⑤激変緩和対象市町村、激変緩和が変わる。⑥納付金額に地方単独事業の減額調整分を上乗せする。次に8ページ目をご覧ください。平成30年度都道府県化に伴う標準税率ということで、表をご覧ください。仮係数標準税率の③欄、今回県から示された標準税率がございます。市は9年間税率を据え置きしたため、今回大幅な値上げとなってしまう結果です。次の課税限度額の推移と平成30年度課税限度額等の改正についてですが、税制改正関係になります。平成30年4月1日から変更となります。高所得層に負担を求めることで低所得層の負担軽減につながるためにございます。次に税の軽減についてですが、7割5割2割の軽減は変わりませんが、その5割軽減2割軽減の基礎額で、5割軽減が27万円から27.5万円に。2割軽減が49万円から50万円に変更となります。それでは次に今まで9年間税率を据え置いたために、一般会計からの法定外の状況につきましては、平成20年度から今年度まで繰入を行ってまいりましたが、累計で言いますと1,546,000,000円になります。一人当たり111,108円を繰り入れをして助成をしていたこととなります。市の考え方として、一般会計からの繰入とは、国民健康保険の会計は独立採算が原則ですが、国保加入者からの保険料だけでは収支の均衡が保てない場合に、市民の皆様から納めていただいた税金などで運営する市の一般会計から、国保会計に公金を投入することです。市では平成20年度から29年度までの10年間で15億4600万円を国保会計へ繰入れました。この繰入金をおののまま続けると、市全体の予算を圧迫し、市民サービスにも影響を及ぼすことから、平成30年度の国民健康保険制度の都道府県化に伴い県の示す標準税率を参考にした保険税率により被保険者から負担をお願いしたいと考えております。続いて10、11ページをご覧ください。実際に保険税がどのようになるか、世帯当たりの保険税額の比較でモデル世帯ケースを細かく計算をしました。近隣の市町村の今の状況ですが、12ページをご覧ください。平成29年度近隣市町村との税率・モデル世帯税額の比較ですがホームページ等で確認したところ以下の表のとおりとなります。その税率を基にモデル世帯税額を示してみました。今回県から示された税率での試算結果、あくまでも仮係数の試算ですのでよろしくお願ひします。平成30年度については法定外繰入を行わず、税率で運営をしていきたいと考えております。

会 長： ただいま平成 30 年度国民健康保険納付金の試算状況について事務局から説明がありましたが、ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いします。

(質問なし)

会 長： よろしいでしょうか。

ないようでございますので次に進みます。

次に、(4) その他 事務局から説明をお願いします。

課 長： それでは、13 ページをご覧ください。今後の日程についてですが、これから 12 月末にですが国から県に確定係数が示されそれに基づいて県が 1 月の中旬もしくは下旬に確定係数が示されます。その係数が市町村の平成 30 年度の納付金の額になります。その頃に第 3 回運営協議会を開催したいと思います。第 3 回の運営協議会の内容については、平成 30 年度国保特別会計の予算の状況、国民健康保険納付金の確定について説明をさせていただきたいと思います。あと、14 ページをご覧ください。制度改正により平成 30 年 8 月から 70 歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります。主な内容につきましては以上でございます。

会 長： ただいまの事務局の説明についてご質問等ありましたらお願いします。

(意見なし)

以上ですべての会議事項が終了しました。今後も会議があるようございます。今またご協力をお願いさせていただきまして、これ以降の進行を事務局にお返しします。

課 長： ありがとうございます。それでは、全体をとおして何かご意見等ありましたらお願いします。ないようでしたら事務局から連絡があります。

事務局： (本日の報酬について、口座支払する旨を説明)

課 長： それでは、とくに意見がないようでしたら、以上をもちまして、平成

29年度の第2回運営協議会を閉じたいと思います。本日はありがとうございました。

午後2時25分